

キャリアアップ助成金支給申請(正社員化コース)チェックリスト 30.4.1以降に転換等した場合

事業所名【 】・提出先は適用事業所住所を管轄するハローワークになります。

・申請内容について労働局より問い合わせ、調査等させていただく際にはご協力いただくようお願いいたします。

〈申請期限の確認〉

□	支給申請期限内の提出であること	転換後6カ月分の賃金(時間外手当等を含む)を支給した日の翌日から起算して2カ月以内であること。
---	-----------------	---

〈提出書類の確認〉

チェック	書類名	確認事項
1	□	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第3号)
2	□	正社員化コース内訳(様式第3号別添様式1-1)
3	□	正社員化コース対象労働者詳細(様式第3号別添様式1-2)
4	□	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)
5	□	支払方法・受取人住所届(未登録の場合に限る)
6	□	キャリアアップ計画書(写)
7	□	①労働協約(写) または ②就業規則(写) または ③その他、①、②に準ずるもの(写)
8	□	就業規則(写)または労働協約等(写)
9	□	対象労働者の転換前後の雇用契約書または直接雇用後の労働条件通知書または雇用契約書(写)
10	□	対象労働者の賃金台帳(写)
11	□	賃金5%以上増額に係る計算書
12	□	対象労働者の出勤簿またはタイムカード(写)
13	□	中小企業事業主であることの確認書類

多様な正社員への転換または直接雇用の場合、追加書類は下記のとおりとなります。

14	□	多様な正社員の雇用区分が規定されている労働協約または就業規則(上記8と同様の場合は提出不要)
	□	正規雇用労働者(多様な正社員を除く。)に適用されている労働協約または就業規則(上記8と同様の場合は提出不要)
	□	転換日または直接雇用日に雇用されていた正規雇用労働者への雇用契約書等

勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度を新たに規定した場合の加算の適用を受ける場合、追加書類は下記のとおりとなります。

15	□	勤務地限定正社員または職務限定正社員の雇用区分及び転換制度を規定する前の労働協約または就業規則
----	---	---

若者雇用促進法に基づく認定事業主が、35歳未満の者を転換又は直接雇用に係る支給額の適用を受ける場合、追加書類は下記のとおりとなります。

16	□	若年雇用促進法に基づく認定事業主に係る基準適合事業主認定通知書
	□	基準適合事業主認定申請書

対象労働者に母子家庭の母等または父子家庭の父が含まれ、助成額の加算を受ける場合、追加書類は下記のとおりとなります。

17	□	<p>□ 転換日等において対象労働者が母子家庭の母等である場合 (①から⑥のいずれか)</p> <p>①児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類 ②遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書 ③母子福祉金貸付金の貸付を受けている者が所持する貸付決定通知書 ④市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定資格証明書 ⑤市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類 ⑥住民票及び母子家庭の母等申立書(①～⑤により難しい場合に限る)</p> <p>□ 転換日等において対象労働者が父子家庭の父である場合 ①、④のいずれかの書類。 もしくは、市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当の支給を受けている父子家庭の父であることを証明する書類</p>
----	---	---

生産性要件に係る支給申請の場合、追加書類は下記のとおりとなります。

18	□	<p>最新の生産性要件算定シート(共通要領様式2号～2-6号)及び財務諸表等の原本コピー (貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細書、製造(売上)原価報告書など) ※1%以上6%未満の場合、裏面も印刷されている与信取引等に関する情報提供に係る承諾書(共通要領様式第3号)</p>
----	---	---

派遣労働者を正規雇用労働者もしくは無期雇用労働者として直接雇用する場合、追加書類は下記のとおりとなります。

19	□	直接雇用前の労働者派遣契約書(基本契約書及び同一場所同一業務で役務の提供のあった全期間分の個別契約書(写))
20	□	派遣先管理台帳(写)
21	□	直接雇用後の契約書が、派遣期間終了後に締結されている場合は、内定通知書、雇用申し入れ書等派遣期間中に直接雇用の申し入れをしてあることが確認できる書類を添付(写)

有期実習型訓練後に正規雇用等に転換した場合のOff-JTの経費助成の支給申請をする場合、追加書類は下記のとおりとなります。

22	□	<p>様式第7号(別添様式2-10) 次の書類の(写)を提出: 様式第7号、様式第7号(別添様式2-1)、様式第7号(別添様式2-2)、人材育成コースの支給決定通知書(支給決定済みの場合のみ)</p>
----	---	--

23	□	<p>対象労働者が外国人の場合は、在留資格や在留期間の確認が必要になりますので、在留カードの表裏のコピーを添付してください。</p> <p>その他()</p>
----	---	--